

(別紙)

市民マナー条例の経緯

【平成 9 年 10 月 1 日 ポイ捨て禁止条例施行】

「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(平成 9 年芦屋市条例第 25 号) 施行。

空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定める。

※空き缶等…たばこの吸殻、紙くず等含む。

【平成 19 年 6 月 1 日 市民マナー条例施行】

平成 18 年 9 月議会で、歩行喫煙禁止、夜間花火の禁止について質問あり、条例検討の約束。

市民の安全や快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」(平成 19 年芦屋市条例第 13 号) を制定。喫煙禁止区域（JR 芦屋駅周辺）の設定、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間花火（午後 9 時～午前 6 時）、落書き等の禁止を定める。

※歩行喫煙については、努力義務規定。

※具体的な喫煙禁止区域（喫煙指定場所含む）については、告示によって行う。

【平成 21 年改正へ至るまでの背景】

潮芦屋ビーチ周辺において、夜間花火の騒音、バイク等の暴走行為、違法駐車など住民の生活環境が著しく害されている状況があり、地元自治会からの強い要望で、県・市・警察・地元自治会が警備等の対策を行うが、条例での規制が必要との意見を受ける。

【平成 21 年 7 月 1 日 市民マナー条例改正】※喫煙指定場所の変更は告示による。

市民の意見を受け、潮芦屋ビーチ周辺での花火を終日禁止とする改正を行う。

[H22.6 喫煙禁止区域（JR 芦屋駅周辺）において、喫煙指定場所 6箇所を 1箇所にする。]

【平成 23 年改正へ至るまでの背景】

芦屋川流域やキャナルパーク（陽光緑地）周辺でのバーベキューについて、煙、騒音、違法駐車、ごみの放置等の問題が生じていることから、これを禁止してほしいとの声が市民から多数寄せられる。

また、キャナルパーク水路でのプレジャーボート等の航行により、早朝や深夜における騒音の問題が生じており、これを規制して欲しいとの意見も寄せられる。

【平成 23 年 6 月 1 日 市民マナー条例改正】※喫煙禁止区域の追加は告示による。

芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止、キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制（午後 6 時～午前 8 時）、喫煙禁止区域を鉄道駅周辺 1 箇所（JR 芦屋駅周辺）から 3 箇所（阪神芦屋駅・阪神打出駅・阪急芦屋川駅周辺）追加指定。

【平成 25 年 10 月 1 日 市民マナー条例改正】歩行喫煙等につき、努力義務から禁止へ

H24.12 市議会にて歩行喫煙等を努力義務ではなく、禁止にできないかとの指摘があり、条例中「喫煙しないように努めなければならない」を「喫煙してはならない」に改める。

なお、もともと努力義務規定であったが、啓発する際は「禁止」と PR してきた経緯があるため、パブリックコメントや改正に際しての大々的な PR はしていない。

「平成 26 年 3 月芦屋市市民マナー条例推進計画の策定」

市民マナー条例第 16 条において、「条例の目的を達成するため推進計画を定めるものとする」という規定による。策定までの経過については、推進計画書 P 4 1 以降参照。

推進計画書の概要は以下のよう作りになっている。

- ・市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ・市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ・アンケート結果から見えてきた現状の課題
- ・今後の取組の方向性
- ・基本目標別の具体的な取組
- ・推進体制

【平成 26 年 8 月 1 日芦屋市市民マナー条例推進連絡会立ち上げ】

推進計画の施策の推進にあたり、地域と行政が一体となった取組を効果的かつ継続的に行うため、地域活動団体、商工活動団体、美化推進員、関係行政機関及び行政関係者をメンバーとする本連絡会が組織された。